帝京大学・帝京大学短期大学における研究データの保存等に関するガイドライン

本ガイドラインは、帝京大学・帝京大学短期大学(以下、「本学」という。)における研究活動に係る不正行為防止に関する規程(以下、「規程」という。)第6条に基づき、本学の研究者等が本学の研究活動に伴い作成・取得した研究データの保存期間、保存方法および開示方法等について定めるものである。

第1 趣旨

本ガイドラインに定める研究データの保存、開示等は、研究不正の疑義が生じた場合に研究者等が自身の活動の正当性を証明するため、または、第三者による検証の可能性を担保するためである。また、公的な資金によって実施された研究で生み出された成果およびその元となるデータ等は公的資産としての性格を有することから、それらを適切に管理・保存し、必要に応じて開示することは、研究者等および本学の責務である。

第2 定義

- 1. 本ガイドラインにおいて「研究データ」とは、研究活動において実施する調査・実験・観察等に伴い発生または使用する以下に掲げるもののうち、外部に発表した論文や報告等、研究成果発表のもととなったものをいう。
 - (1) 資料 文書、数値データ、画像、音声等
 - (2) 試料 実験試料、標本等
 - (3) 装置
- 2. 本ガイドラインにおいて「研究者等」とは、規程第2条第3項に定める研究者等をいう。
- 3. 本ガイドラインにおいて「部局」および「部局の長」とは、規程第2条第4項に定める別表に示すものをいう。

第3 研究活動の記録

- 1. 調査・実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を研究ノート等の形で研究記録として残すものとする。
- 2. 研究記録は、後日の利用に役立つよう十分な情報を記載し、かつ事後の改変を許さない等、 検証に堪える形で作成しなければならない。
- 3. 研究記録は、研究活動の一次情報記録として、また知的財産保護の観点からも適切に保管しなければならない。

第4 研究データの保存

- 1. 研究者等は、本学における研究活動により自らが作成または取得した研究データや研究成果発表のもととなった研究データを、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で管理・保存する。なお、具体的な保存方法については、研究データの形質および形状等を踏まえ、各部局において定める。
- 2. 部局の長は、研究者等に対し、研究データの保存についての適切な教育および指導を行わ なければならない。
- 3. 部局の長は、研究データを適切に管理・保存するための環境整備に努めるとともに、その保存状況を把握するものとする。
- 4. 臨床研究における記録保管については、別に定めるところによる。

第5 保存期間

研究データの保存期間は、以下を基準とし、詳細については、研究データの性質および研究 分野の特性に応じて各部局において定める。ただし、研究者等がこれらの保存期間を超えて保 存することを妨げない。

- 1. 「資料」については、原則として、当該論文等の発表後 10 年間とする。電子化データについては、メタデータの整理・管理と適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存する。なお、紙媒体の資料等についても少なくても 10 年の保存が望ましいが、保管スペースの制約などやむを得ない事情がある場合には、合理的な範囲で廃棄することも可能とする。
- 2. 「試料」および「装置」など「もの」については、当該論文等の発表後5年間保存することを原則とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なもの(例:不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料)や、保存に多大なコストがかかるもの(例:生物系試料)についてはこの限りではない。
- 3. 法令等において別途保存期間に関する定めがある場合はそれに従う。
- 4. 特定の研究プロジェクトや共同研究等により得られた研究データまたは外部から受領した研究データで、契約等により別途定めがある場合はそれに従う。
- 5. 本ガイドラインに定める保存期間の終了以前に、合理的な理由なく故意に廃棄した場合等は、不正行為とみなされる場合がある。

第6 転出時の取扱い

1. 研究者等が異動または退職により転出した場合は、転出時の部局において管理責任者を定めた上で、当該研究者の研究活動に関わる研究データのうち保存すべきものに係る対象論 文名、研究データの保存場所及び後日確認が必要となった場合の連絡方法等について、当 該研究者と確認した内容を記載したものを保管し、追跡可能としておく。また、必要に応じ、研究データ等のバックアップを保管するなどの措置を講じるものとする。

- 2. 研究データを外部へ持ち出す場合は、必要な手続きを経た上で持ち出すものとする。手続きの詳細については、各部局において定める。
- 3. 改組等により保管部局を変更する必要が生じた場合は、関係部局で協議の上、適切な措置を講じるものとする。

第7開示等

- 1. 研究者等は、調査委員会等から研究データの開示を求められた場合は、原則として開示に応じなければならない。
- 2. 転出した研究者等に関係する他の機関等が実施する調査への協力を求められたときは、原 則として部局において保管する研究データを開示するものとする。配分機関等および文部 科学省から調査を求められたときも同様とする。

第8その他

- 1. 本ガイドラインは、2019年4月1日から実施する。
- 2. 研究者等は、施行日現在保有している研究データの保存に関し、第5に定める保存期間を尊重して取り扱うものとする。